

紋別市いじめ防止基本方針



平成 27 年 4 月
紋別市・紋別市教育委員会
(平成30年3月 改定)

はじめに



いじめは、人として決して許されない行為です。

しかしながら、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、学校だけでなく、すべての関係者一人一人が、改めてこの問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。

いじめを防止するためには、市民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、本市は、国のいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及びいじめの防止等のための基本的な方針並びに北海道いじめ防止等に関する条例（以下「道条例」という。）及び北海道いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「紋別市いじめ防止基本方針」を策定します。

この基本方針では、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指しています。



目次

I いじめ防止に関する基本的な方向

- 1 いじめ防止に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) いじめの理解
 - (2) いじめ防止に関する基本的な考え方
- 2 いじめ防止に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 紋別市として
 - (2) 学校として
 - (3) 保護者として
 - (4) 地域として

II いじめ防止等のための取組・組織

- 1 紋別市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) いじめ防止・早期発見
 - (2) 人材の確保及び資質の向上
 - (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - (4) いじめ防止等に関する調査研究の推進
 - (5) いじめに対する措置
 - (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - (7) 学校評価及び教職員評価
 - (8) いじめ防止等に関する組織
- 2 学校の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) いじめへの対応
 - (3) 学校における組織づくり

III 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生と調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 調査の趣旨及び調査主体
 - (4) 調査を行うための組織
 - (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - (6) 調査結果の提供及び報告
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

I いじめ防止に関する基本的な方向

1 いじめ防止に関する基本的な事項

(1) いじめの理解

ア いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、様々な理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 発達障がいを含む児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

イ いじめの内容

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

ウ いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。

- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在している。

エ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。
- ・期間は少なくとも3か月を目安とする。
- ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

- ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない。
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ・学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

(2) いじめ防止に関する基本的な考え方

- すべての子どもは、かけがえのない独自の存在である。
- 子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。
- 子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。
- いじめは、人権に関わる重大な問題であり、大人も子どもも、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持つ必要がある。
- いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- 子どもたちが、学校や社会で安心して生活できるよう、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

2 いじめ防止に関する方針

(1) 紋別市として

- 各学校に対して、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進、地域の教育資源等を活用しながら取り組む特色ある学校づくりの推進など、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。
- 各学校に対して、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の改善充実に向けて、次の取組を行うよう指導する。
 - ・ 在籍する児童生徒やその保護者からの意見の聴取
 - ・ 学校評価を活用した基本方針の見直し
- 各学校に対して、いじめの早期発見に向けて、次の取組を工夫するよう指導する。
 - ・ 在籍する児童生徒に対する調査の回数や方法
 - ・ いじめに係る相談体制や方法
- 各学校に対して、いじめの問題に適切に対応することができる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料の作成・配布やいじめの問題への対応についての研修の充実・改善を図るよう指導する。

(2) 学校として

- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努める。
- 学校は、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、望ましい人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「生徒指導部会」等に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。

- 教職員は、「生徒指導部会」等において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者と協議する機会を設け、いじめの問題について認識を共有する。

(3) 保護者として

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える。

(4) 地域として

- 地域は、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして、児童生徒が地域で活動できる場所や機会を提供する。
- 地域は、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる体制を整える。
- 地域は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、いじめの防止等に努める。
- 地域は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

Ⅱ いじめ防止等のための取組・組織

いじめの防止・根絶に向けた取組を実効的に進めていくためには、行政はもとより、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携を一層密にし、社会総がかりで取り組む必要がある。

1 紋別市の取組

(1) いじめ防止・早期発見

- 市は、望ましい人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、児童生徒や保護者、教職員に対して、道が作成した資料を活用するなどして、いじめに係る広報・啓発活動を進める。
- 市は、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査を実施するとともに、いじめに係る相談体制を整備する。
- 市は、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進する。
- 市は、いじめの防止等に資する活動として、学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒の自主的な活動を推進する。
- 市は、設置する学校の児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を推進する。
- 市は、スクールカウンセラー*1 やスクールソーシャルワーカー*2 の派遣を行うなど支援体制を整備する。

(2) 人材の確保及び資質の向上

- 市は、教職員の資質向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有した者、助言者等の確保に努める。
- 市は、教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むよう、部活動外部指導者を活用するなど、学校指導体制の整備に努め、学校運営の改善を支援する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 市は、インターネット上のいじめに対する指導や情報モラル教育を充実する。
- 市は、設置する学校の児童生徒及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を推進する。

(*1) スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導、助言を行う専門家のことです。

(*2) スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のことです。

(4) いじめ防止等に関する調査研究の推進

- 市は、学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い、適切な指導、助言を行う。

(5) いじめに対する措置

- 市は、学校からいじめと思われる報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。
- 市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項*3（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、必要がある場合には、設置する学校がいじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。
- 市は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 市は、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう指導する。

(7) 学校評価及び教職員評価

- 市は、設置する学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導、助言を行う。

(8) いじめ防止等に関する組織

- 市は、いじめの防止等に関する対策を実効的に行うため、教育委員会事務局、校長会、教頭会、教育支援アドバイザー、市PTA連合会、人権擁護、青少年健全育成等の関係者により構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「紋別市いじめ防止推進委員会」という。）を置く。

「紋別市いじめ防止推進委員会」は、必要に応じて児童相談所や警察、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、法務局等の専門的知識・経験を有する者の助言を得るものとする。

(*3) 学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第三十五条【小学校の規定】

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

※ 同条は、中学校に準用する。

2 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国・道の基本方針及び紋別市基本方針を参酌し、自校におけるいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として次の事項に留意して定める。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめ防止等の包括的な取組の方針
- ・いじめの防止等に向けた具体的な指導プログラム及び教職員の資質能力の向上のための校内研修の実施計画
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容の明示
- ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、チェックリストの作成、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・「生徒指導部会」を中心としたP D C Aサイクルによる点検、見直しの取組

(2) いじめへの対応

ア いじめの防止

- 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。
- 児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図るとともに、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- 多様な教育資源を活用して、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむための教育活動や体験活動を推進する。
- 児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

イ いじめの早期発見

- いじめの不可視性を認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ウ いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、紋別市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）、関係機関・

専門機関との連携の下、速やかに取り組む。

- 被害児童生徒を守り通すとともに、事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で再発防止に向けて適切に指導する。
- 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して被害児童生徒を守る。

(3) 学校における組織づくり

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成されるいじめ防止対策のための組織を設置する。日頃から生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることも効果的である。組織の役割には次のことを位置付ける。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割
- ・被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であることを児童生徒や保護者等から容易に認識される取組を行う役割

Ⅲ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」^{*4}に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

- 学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。
- 報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条^{*5}の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

(*4) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定する。

(*5) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

- 次のような場合は、教育委員会において調査を実施する。
 - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
- 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う組織には、子どもの心理や福祉の知識を有する専門家などの協力を得られるよう努める。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(6) 調査結果の提供及び報告

- 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「再調査」を行う。
- 再調査組織の構成は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者、かつ、専門的な知識を有する者を任命し、当該調査の公平性・中立性を図るよう努力する。
- 再調査についても、教育委員会等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 教育委員会は、再発防止のため、心理や福祉の専門家等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化を図る。
- 再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。

